

連結装置

第77条 連結装置（連接台車及びこれに類似する構造のものを除く。）は、堅ろうで十分な強度を有し、振動、衝撃等に耐え、かつ、車両等を相互に確実に結合することができるものでなければならない。

[解釈基準]

[基本項目]

1. 車両の連結装置（連接台車及びこれに類似する構造のものを除く。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 運転に耐えられる堅ろうで十分な強度を有すること。
 - * 曲線や勾配等の路線条件や車両の運用により、考えられる最悪の条件下で破断、挫屈等が生じないこと。
 - (2) 振動、衝撃により解放しないこと。
 - (3) 車両と車両を密着させることにより、自動的に連結されること。ただし、機関車及び固定連結された車両に設けられた連結装置並びに救援等に使用する連結装置については、この限りでない。
 - (4) 緩衝機能を有するものであること。ただし、機関車の設けられた連結装置及び救援等に使用する連結装置については、この限りでない。
 - * 緩衝機能は乗り心地の向上を目的として設けられているが、機関車や救援車では乗り心地を考慮する必要がないため除外されている。
2. 空気の連結装置は、振動、衝撃による空気漏れを生じないこと。
3. 電線の連結装置は、雨水の浸入、振動、衝撃による混触又は短絡を生じないこと。

[無軌条電車、鋼索鉄道]

4. 基本項目の1（1）及び（4）は、適用しない。（低速運転のため除外）

以 上